

同志社香里中学校・高等学校
いじめの防止等のための基本的な方針

いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為である。本校に在籍するすべての生徒が充実した生活を送れるように、生徒のみならず教職員・保護者が「いじめは、どの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、「いじめをしない・させない・許さない」をスローガンにいじめの未然防止に取り組まなければならない。また、いじめの存在を隠蔽せず、いじめに対して学校全体が問題に向き合い、解決に向けた努力をしなければならない。以上のことを踏まえ、本校はいじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止基本方針を以下に定める。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめ防止等のための組織

いじめ防止等のための組織として、生活指導部がその役割を担う。構成については、事案に応じて柔軟に対応する。

- 1) いじめに関する事案が発見された場合は、すみやかに生活指導部に報告する。生活指導部は、担任、学年指導で解決を図ることができる事案かどうかを判断し、解決を図ることができない事案と判断した場合、生活指導部が解決を図る。
- 2) 生活指導部は、いじめ事案のレベルに応じて対応方針および対応措置を検討する。
- 3) いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。また、いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に協力を求める。
- 4) 重大事態の疑いがある場合には、大阪府私学・大学課に状況を伝え、連携して対応を図り、報告書を提出する。また、必要に応じて関係機関と連携をとりながら適切に対応する。
- 5) 相談窓口の整備
迅速にいじめの相談に対応できるよう校内に相談窓口（生活指導部主任および養護教諭）を設置し、また、スクールカウンセラーを配置する。
- 6) 実態把握の改善
いじめに関するアンケート調査を適切な時期に実施する。
- 7) 教職員研修の実施
いじめ防止にかかわる研修を実施する。

3. いじめの防止等に関する措置

I. いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを支援する。

II. いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

Ⅲ. いじめの早期解消

いじめを発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。被害生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて学校全体で組織的に取り組み、いじめの再発防止に努める。

Ⅳ. いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、学年で速やかに対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害生徒に対しては事情や心情を聴取し、生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、関係機関と連携して対応する。

附則 2014年 4月1日施行とする。